

令和5年度教育に関する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書

令和6年8月

都留市教育委員会

教育事務の点検・評価書

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されていることに基づき、都留市教育委員会としての点検・評価を行うものである。

主要事業の点検・評価

学校教育課、生涯学習課における令和5年度主要事務事業の執行状況について「有効性」、「必要性」、「方向性」の観点から別添内容のとおり点検・評価を行った。

(1) 学校教育課

都留市の学校教育は、都留市学校教育の基本方針である「確かな学力と自立する力の育成」、「豊かな心と自己実現を図る力の育成」、「健やかな体の育成」、「グローバルな社会を生き抜く力の育成」、「特別支援教育の充実」に基づき各種施策、事務事業を実施している。

「有効性」については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し「新しい日常」が戻りつつある中で、市内小中学校では、感染症拡大防止対策とコロナ禍以前の教育活動を試行錯誤しながら拡大していく取り組みを推進することができたため、学校教育課所管の21事業全てにおいて、「期待どおりの成果」を得たと評価した。

なお、児童生徒一人ひとりに合ったきめ細かな対応を実現することを目的とした「学習指導員」や、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境整備を目的とした「教員業務支援員」を継続して配置したことにより、児童生徒へのきめ細かな学習支援が行われているとともに、教職員の負担軽減が図られた。

「必要性」については、「必要性が高い」7事業、「必要不可欠」14事業と評価した。

特に、学校管理・教育振興の各事業における学校施設の整備、GIGAスクール構想による個別最適な学びの取り組みとして、1人1台端末や電子黒板、学習支援ソフト、デジタル教科書等のICT機器による画像や動画の活用や教育備品の整備は、効率的な授業の進行や教育内容の充実を図る上で「必要不可欠」な事業としている。また、「教育研修センター事業」、「適応指導教室（ス

マイル教室) 事業」、「障害児教育事業 (特別支援学級設置事業)」については、児童生徒とその家族への支援だけでなく、学校への支援体制の構築も必要となり、教育研修センターとの連携が重要であること、また、不登校児童生徒に対する教育的支援と心理的支援の両面に係る支援体制の充実が求められていることから「必要不可欠」な事業としている。

「方向性」については、「拡大」4事業、「継続」11事業、「統合」6事業と評価した。

「拡大」とした4事業は、GIGAスクール構想の推進に対応するためにタブレット端末の持ち帰り学習の全学年への拡大や、働き方改革に繋がる校務DXについての取り組みを推進していく「ICT環境整備事業」、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を各小中学校で推進していく「学校運営協議会設置推進事業」を「拡大」とした。また、学校施設の老朽化や環境改善を図るため、空調機器の設置やトイレの改修等を順次実施していくこととしたため、「小学校施設整備事業」及び「中学校施設整備事業」についても「拡大」とした。

特に、全国的に叫ばれている教職員の働き方改革につながる各種の取り組みについては、「ICT環境整備事業」に限らず、今後も「拡大」させ、教職員が本来担うべき業務に集中できるよう職場環境の改善を図る必要がある。

「教育研修センター事業」、「障害児教育事業 (特別支援学級設置事業)」、「教育課程特例校推進事業」の一部、「適応指導教室 (スマイル教室) 事業」については、令和6年度より教育支援センターの設置に伴い、研修及び不登校対策等を積極的に推進していくための新たな事業として「教育支援事業」に各事業を集約し「統合」することとした。

また、「教育課程特例校推進事業」の一部と「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」については、外国語指導助手 (ALT) や各種保険関係等に係る経費が計上されている「学校教育事業」に「統合」することとした。

なお、令和5年度については、令和6年1月29日に「小学校の統合準備に関する説明会」を開催し、都留市小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づく都留文科大学附属小学校の統合に関する説明と本市の現状や目指す学校像を提示し、地域や学校関係者の理解が得られるように努めている。

(2) 生涯学習課

都留市の生涯学習については、平成28年度から令和8年度を計画期間とする第6次長期総合計画の柱の一つである「輝かせます！学びあふれる つるのまち」の基本構想に基づき「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」を政策の柱に、各種の施策、事務事業を実施した。

令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5類感染症に移行され、コロナ禍前の日常が戻ってきたことによりイベント等においては、少しずつではあるが通常開催することができた。

スポーツ・文化・生涯学習施設において、安全・安心に配慮した中で各種事業を実施してきたところ、多くの事業で期待どおりの成果をあげることができた。

「有効性」については、「期待どおりの成果」18事業、「期待以上の成果」2事業と評価した。

「期待以上の成果」と評価した「尾県郷土資料館運営事業」については、地元の住民が組織する尾県郷土資料館協力会による主体的な館の運営や資料活用がなされており、協力会のメンバーも増加し、持続的な活動が期待できると評価した。また、毎年実施している資料館まつりや文化財防火デーにおいて市民が主体となって地域コミュニティ醸成の場として運営しているなど期待以上の成果と評価している。

「体育スポーツ振興・奨励事業」については、つる湧水の里ランフェスと名前を変え2回目の大会となり、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、参加者数も令和4年度に比べ増加した結果となった。また、働き世代を対象にした運動・スポーツ習慣化事業においては、地域企業と連携した健康経営の観点から職場を巻き込んだ様々な事業を展開することができ、期待以上の成果が得られたと評価している。

「必要性」については、「必要性が高い」9事業、「必要不可欠」12事業と評価した。

生涯学習課は、スポーツ・文化・生涯学習の活動拠点となる多くの施設を管理しており、「必要不可欠」と評価した事業のうち、特に「体育施設管理運営事業」は、施設・設備の経年劣化に伴う修繕が必要な時期を迎え、施設を維持するためには、今後も多額の経費が必要になると考えられることから、令和2年度に策定した「都留市教育施設等長寿命化計画」に基づき、優先順位を付け、緊急性の高いものから改修等を進めることとした。また、「生涯学習推進事業」、「はつらつ鶴寿大学事業」、「青少年健全育成事業」等については、子どもから高齢者までのすべての年代へ、学びの機会を提供するプログラムが充実しているなど必要性が高いと評価している。

「方向性」については、「継続」14事業、「拡大」7事業と評価した。

「拡大」と評価した「放課後子ども教室事業」については、これまで、放課後子ども教室未実施の谷村第一小学校区（谷村地域）と文大附属小学校区（開地地域）において、地域協働のまちづくり推進会和協議を重ねる中で、令和6

年度から放課後子ども教室を開設することに決定し、市内全地域での放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりへの取り組みを推進する。

「ふるさと会館管理運営事業」については、隣接するびゅあ富士の建物が県から市に譲渡され、ふるさと会館と併せ教育委員会が拠点施設として一体的に管理・運営を行っていくことから旧びゅあ富士を教育プラザ都留（本館）、旧ふるさと会館を教育プラザ都留（別館）と定め、今後、管内スペースの有効活用のための施策を進める。

「体育スポーツ振興・奨励事業」では、令和6年度の第3回つる湧水の里ランフェス開催に向け、やまびこ競技場を主会場とするハーフマラソンを取り入れた新たなコースを設定し、規模拡大を図る。

今後も、市民のニーズを考慮する中で限られた予算をより効率的かつ有効性が高くなるような事業内容を検討し、事業の推進に努める。

（３）評価年月日

令和6年8月20日をもって評価した。

都留市教育委員会